

音威富士スキー場内におけるポスター等の掲示について

このことについて、「音威富士スキー場および青少年宿泊研修施設トムテからの営業等に関するお知らせ」、「安全等に関するお知らせ」を優先して掲示する必要があることから、その他の掲示物については以下の要件に基づいて掲出いたします。

- 掲示物は最大で日本工業規格 A 3 サイズまでとする
- 掲示物は個人・団体問わず最大で 2 枚までとする
- 特定の政党または政治団体等の支援・活動の周知に係るもの及び公序良俗に反すると判断されるものは認めない
- 掲示物は役場に提出し、許可を受けたもののみとする
- 掲出期間について、事前に役場担当課に申し出ること

掲出は役場担当課によって行い、掲出期間終了後は役場担当課によって掲出を取りやめることとし、掲示物の返還は行いません。

また、許可なく掲出されたポスター等については事前連絡なく破棄することとし、返還は行いません。

なお、施設からのお知らせを優先して掲出した結果、掲出スペースがなくなった場合にはやむを得ず一時的に掲出を取りやめる場合がありますので予めご了承ください。

◆申請方法

下記の役場担当窓口に直接「掲示物」を提出し「掲出期間」を申し出てください。
郵送による提出は許可いたしますが、データ提出については認められません。

◆担当窓口

音威子府村役場 経済課 産業振興室
電話：01656-5-3313